

喫煙者の権利を侵害する喫煙 ——1990年代以降の合衆国における反喫煙——

権田 建二

はじめに

日本では飲食店での全面禁煙を求める声が強いにも関わらず、今のところそれが実現する気配はない。2017年の春、厚生労働省は、面積30平方メートル以下の小規模なバーやスナックなどを除き、飲食店での喫煙を原則的に禁止し、違反した店に罰則を設けるという健康増進法の改正案を提案したが、自民党の反対にあって実現しなかった。¹ この時、飲食店での禁煙を義務化する厚生労働省の案の代わりに自民党のたばこ議員連盟が提案したのは、分煙を徹底させるというものだった。²

この対案の根拠となる基本理念をたばこ議員連盟の会長である野田毅は、自身のホームページで、次のように説明している。

- ・“喫煙を愉しむこと”と“受動喫煙を受けたくないこと”は、ともに国民の権利として尊重されなければならない
- ・このため、たばこを喫煙する者は受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的な嗜好品であるたばこを喫煙する者を社会的悪者として排除してはならない
- ・したがって、『欲せざる受動喫煙を防止する』を基本理念として、たばこを喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、世界に誇る分煙先進国の実現を推進していくことが重要である。³

つまり、喫煙者の人権にも、非喫煙者のそれに対するのと同じように配慮すべきということだ。これは一見すると、喫煙者と非喫煙者の両方を思いやった、とてもバランスのとれた主張だろう。

しかし、喫煙は本当に権利なのだろうか？もしそうだとすると、世界で最も人権意識が高いと考えられている、アメリカ合衆国で飲食店の全面禁煙がなされているという事実をわれわれはどう捉えれば良いのだろうか？アメ

リカ非喫煙者権利財団（American Nonsmokers' Rights Foundation）によると、2018年4月1日現在、アメリカ合衆国において飲食店および職場での全面禁煙が法律で義務付けられている州は全部で25あり、職場を除き、酒場を含めた飲食店のみが全面禁煙となっている州がこの他5州、さらには酒場を除いた飲食店のみを規制の対象としている州はさらに5州あるという。こういった法律を持っていない州を含めて、全米では現在、955の地方自治体が飲食店での全面的禁煙を義務付けている。⁴ 合衆国全土でそうなっているわけではないものの、飲食店による全面禁煙化は合衆国では確実な流れとなっていることは間違いない。では、このように喫煙を制限する合衆国の州や自治体は、喫煙する権利という人権を蹂躪し、喫煙者を少数者として迫害しているのだろうか？

アメリカ合衆国における喫煙文化を考える上で、自由の問題は無視することはできない。タバコが体に悪いとわかってからも、長くタバコが嗜まれてきたのは、喫煙が個人の自由と考えられてきたからである。しかし、それと同時に、20世紀後半になって嫌煙の風潮が急速に広まったのも、喫煙が個人の自由を侵害すると捉えられるようになったからに他ならない。ただし、これは、たばこを吸う人の自由とたばこを吸いたくない人の自由、という対等な二つの利益の対立があって、後者がより重視されるようになったことだけを意味するのではない。喫煙により、喫煙者自身の自由が侵害されていたことが明らかになったのである。タバコ産業の製造・販売の実態が知られるようになって明白になったのは、喫煙者は、自分の自由な意志でタバコを吸っているわけではなく、むしろタバコ会社によって吸わされていたという事実だった。本稿では、個人の自由という観点から、合衆国における喫煙から嫌煙への流れを追ってみたい。

1. タバコ産業の三つのウソ

タバコ会社の行いが広く知られるようになったのは、1990年代になってからである。この時代、それまでうすうす分かっていたことだが、タバコ会社が、自らが製造・販売する商品が、健康被害を引き起こすものであることを知りつつ、個人の権利という概念をたてに、喫煙者を搾取してきたことが事実として捉えられるようになる。きっかけは、メレル・ウィリアムズという

パラリーガルが、自分が務める法律事務所の顧客である全米第三位のタバコ会社ブラウン&ウィリアムソンの極秘社内文書を持ち出したことだ。かつてミシシッピ州の司法長官として、タバコによる健康被害に対して州が負担した医療費に対する賠償を求めてタバコ会社を訴えたマイク・ムーアは、このウィリアムズの文書によってタバコ業界が長年突き通してきた三つの大きなウソがバレたと述べている。⁵ すなわち、1) タバコは肺がんの原因ではない、2) ニコチンは依存性がない、3) 自分たちタバコ会社は子供を販売の対象として考えていない、という三点だ。

ウィリアムズの文書だけでなく、1990年代にはタバコ会社に対して起こされた訴訟によって様々な内部文書が公開されるようになる。健康被害を受けた個人が賠償を求めて訴訟を起こすことは以前からあったが、1990年代になると、州が喫煙者の健康被害によって不当に医療費を負担させられたとしてその賠償を求めてタバコ会社を訴え始める。⁶ こういった裁判やウィリアムズが漏洩させた文書を通して、次々にタバコ会社の活動の実態が明らかになるにつれ、タバコ産業は長年アメリカの大衆を騙してきたとして強い批判にさらされるようになる。こういった人々の怒りを背景に、1999年に合衆国司法省は、タバコ産業が自分たちの利益のためにアメリカの大衆を騙し続けてきたとして、組織的犯罪を取り締まる RICO法に基づいて、タバコ会社9社とその関連2団体を告訴する。『合衆国対フィリップ・モリス』というこの訴訟を裁いた判事は、人々の怒りを代弁するかのようになり、次のような言葉でタバコ会社を激しく非難した。

より口語的に、法律的な言い回しにならないように述べるとすれば、50年以上も、被告のタバコ会社たちは、喫煙と環境的タバコ煙による圧倒的な健康被害について、喫煙者とタバコ会社が「代替的喫煙者」として熱心に狙ってきた若者を含んだアメリカの大衆にウソをつき、誤ったことを伝え、騙したのである。彼らは、調査結果を隠蔽し、文書を破壊し、依存者を増やしその依存を永続させるためにニコチンの使用を操作し、喫煙者に禁煙を思いとどまらせるためにロー・タールやライトのタバコに関する真実を歪め、自らの目的を達成するために法制度を悪用したのである。個人の病気や苦しみ、医療費の増大、法制度への信頼に、全くと言っていいほど注意を払わずにお金を儲ける

という目的のために。⁷

この言葉に読みとることのできる怒りは、前述した三つのウソによって個人の自由が踏みにじられたことに対してのものである。もちろん、自由な意志に基づいた喫煙という概念に決定的な打撃を与え、喫煙を個人の権利として擁護することが困難になった直接的な原因は、副流煙の被害であったことは間違いない。⁸ 副流煙によって健康被害にあう人は、自らの意志でタバコを吸っているわけではなく、人が吸ったタバコの煙を自分の意志とは関係なしに吸わされているわけだから、タバコの健康被害は吸う人の責任であるという主張が成立しなくなるし、何よりも非喫煙者のタバコを吸わない権利が侵害されているのは明白だ。

しかし、タバコ業界が組織的についた嘘は、喫煙者の自由な判断を妨げるものだったという意味で、個人の自由を侵害していたと考えられるだろう。タバコ会社は、一方で、喫煙は個人の自由であると主張し、自分たちの利益を守ってきたわけだが、他方で、その主張を維持するために、ウソをつき続けてきたのである。タバコ会社はタバコが肺がんの原因であることをも、ニコチンに依存性があることも知っていたし、未成年者を販売の対象としてきた。これらの事実は全て、喫煙は個人の自由な選択であるというタバコ会社の主張を根底から崩壊させてしまう。タバコ会社は、喫煙が肺がんの原因であることを知りつつ、それを否定してきたことで、個人が責任ある判断を下すために必要な、情報を正確に伝えず、個人が理性的かつ自由な判断を下すことを妨げてきた。ニコチンに依存性があることを知りつつその事実を隠してタバコを販売してきたことでタバコ会社は、意図的に喫煙者を薬物に依存させ、彼らの自由意志とは無関係に、喫煙するように仕向けてきた。そして、大人とは違って理性的な判断を下せない未成年者に、健康被害を引き起こし、依存性がある商品を売りつけていた事実は、喫煙が理性的に自由意志を働かせた末の判断ではないことを物語っている。以下に、これら三つのタバコ会社のウソが、いかに喫煙者の自由を侵害するものだったかを見てみたい。

II. タバコと健康被害

まず、タバコの健康被害が問題視されるようになった歴史を振り返り、喫

煙が権利であるという考えの起源を確認したい。タバコの健康被害が医学的に研究されるようになるのは、1920年代になってからで、この頃早くもタバコとがんの関係が議論されるようになる。⁹ とはいえまだタバコの健康被害はそれほど深刻視されていたわけではなかった。このことは、20年代から40年代にかけて存在していた、医者がタバコを勧める広告を見れば明らかだろう。例えば、1930年のラッキー・ストライクの広告の宣伝文句は、20,679人の医者がラッキー・ストライクは、他のブランドと比べて、喉にとってより不快感が少ないことを認めている、というものだった。¹⁰ 医者を広告に出すということは、もちろん健康被害に対する不安を和らげる目的があったことを意味するわけだが、当時の健康被害とは喉、口、鼻の不調や違和感といったもので、後に明らかになるがんや肺気腫といった深刻な病気ではなかった。

20世紀の初頭に、タバコと肺がんが結び付けられていなかったのは、そもそも肺がん自体が非常に珍しかったからだ。20世紀より前は、それはごく稀で、1914年においても、報告された肺がんの件数は、わずか 371件しかなかった。¹¹ タバコの健康被害研究の先駆者であったオルストン・オクスナー博士が、医学生だった1919年に、もう二度とこのような症例を見ることはないだろうからと自分の先生に勧められて立ち会った解剖が、肺がんで死んだ男性のものであったという逸話は、いかにこの病気が当時珍しかったかを物語ってあまりあるだろう。¹² 肺がんによる死は、1930年には3,000件未満しかなかったが、1950年には、18,000 件となり、さらに、1955年から1962年のわずかな間には、27,000件から41,000件へと劇的に変化するまでになった。¹³

タバコの健康被害をめぐる医学的研究及び人々の認識が大きく変わるのは50年代になってからのことである。特に、1952年12月の『リーダーズ・ダイジェスト』誌に掲載された「タバコによるがん」という記事が、タバコと肺がんの因果関係を探る最新の医学研究の成果を一般読者に紹介し、大きな反響を呼ぶ。¹⁴ すでに医学関係者の間では、1950年に、アーニスト・ウィンダーとエヴァーツ・グレアムという二人の疫学者が、肺がん患者に対して行った聞き取り調査の結果、肺がんタバコの喫煙に因果関係がある可能性が高いことを指摘したことが話題になっていた。「肺がん発症の潜在要因としてのタバコ喫煙」という題のその論文は、肺がんで入院している605人の男性患者に聞き取り調査を行った結果として、95.6% が長年にわたるヘヴィースモーカーで、非喫煙者は2% だったと伝えている。このようなことから、二

人は、「過度な喫煙（特にタバコ）を 長年続けることは、肺がんの発生の重要な要因であるように思える」と結論づける。¹⁵ 先の『リーダーズ・ダイジェスト』誌の記事は、このような当時最新の研究成果を一般読者に紹介し、タバコの健康被害に警鐘を鳴らすものだった。

その後、タバコとがんの因果関係に関する記事が他の雑誌にも取り上げられるようになり、タバコの健康被害に対する関心が50年代半ばには急速に高まっていく。タバコ会社はこのような風潮を深刻に受け止める。タバコが健康を害することが医学的に証明されたとなれば、今後のタバコの売れ行きに影響を及ぼすことは必至だからだ。実際、1952年に4,350億本だった年間のタバコ消費量は、翌年には、4,230億本へと史上初めて減少する。¹⁶

タバコの健康被害を訴える医学的研究が次々と現れる状況で、自らの会社が倒産に追い込まれるどころか、自分たちの産業そのものが消滅しかねないと危惧したアメリカの主要なタバコ会社の役員たちは、1953年12月に会社という枠を超えて集まり、タバコ産業としてどのようにこの事態に対応すべきか協議する。このような状況でタバコ産業ができる最も理性的で良心的なことは、自らが製造・販売する商品の害悪を認め、直ちに医学界と協力し、より安全な商品の開発を行うなどして、タバコによる健康被害を食い止める努力をすることだろう。しかし、PR会社に相談した結果タバコ産業がとった方針は、それとはまったく逆だった。彼らは、むしろ、タバコが健康を損なうとははっきりと証明されていない、とタバコの健康被害を主張する研究に正面切って反論し、タバコの害を徹底的に否定することにしたのである。

1954年1月に、全米の主要なタバコ会社は、「タバコ喫煙者に向けた率直な声明」という意見広告を全米の400以上の新聞に掲載する。¹⁷ そこで、タバコ会社は、タバコの健康被害は科学的に証明されたわけではないという見解を強調しつつ、喫煙者の間で健康に対する関心が高まっていることに鑑みて、タバコの健康被害に関する医学界の研究に協力するだけでなく、自分たちタバコ会社が協力し業界をあげて、タバコの健康被害を調査する「タバコ産業調査委員会」(the Tobacco Industry Research Committee) という団体を設立し、タバコの健康被害を注視していくことを宣言する。そして、タバコが健康被害を引き起こすのであれば、自分たちはそれを販売しないと宣言する。¹⁸ しかし、その実、タバコ会社は、タバコががんを引き起こすことをうすうす知っていた。それは、タバコ会社自身が、当時のタバコとがんの関

係に関する研究を精査した結果、「臨床的データに基づいた研究は、長きに渡った重度喫煙者と肺がんの発症との間に関係があることを示す傾向にある」(14)と結論づけた報告書を1953年に作成していたことに明らかだ。¹⁹

結局のところ、タバコ会社は、表向き大衆の健康を心配するふりをしながら、自分たちにとって都合の悪いタバコの健康被害に関する医学界の研究報告を無視することにしたのである。そして、その後、タバコ産業自らが行った研究によっても健康被害が确实視されていくようになっても、タバコ会社はその研究成果を広く一般に公開することなく、むしろそれを隠蔽し、タバコの健康被害は証明されていないという従来の主張を続けていく。さらには潤沢な資金を元に、積極的に広報活動、ロビー活動を展開して、科学者や公共衛生に携わる役人たちが、大衆にタバコの危険性を訴えることを阻止するようになる。こうして、フィリップ・J・ヒルツが呼ぶところの「ビジネスや衛生管理の歴史上類を見ない」タバコ産業の「陰謀」が始まる。²⁰

III. 個人の自由としての喫煙

こういったタバコ産業の方針が功を奏して、タバコの販売は打撃を受けるところか、その数を伸ばしていく。1954年に3,690億本だったタバコの年間売上数は、1961年には、4,880億本になる。これは、一人当たりになれば、3,344本から4,025本への増加となり、史上最大の売り上げを記録することになる。²¹

しかし、こうしてタバコ産業が順調に営業成績を伸ばす間も、タバコの健康被害に関する大衆の関心が廃れることも、専門家による研究が衰えることもなかった。1960年代初頭には、タバコの健康被害について政府としての見解を示す必要があると判断した時の大統領ジョン・F・ケネディによって、専門家によって構成される諮問委員会が立ち上げられ、その検討の結果が、1964年に『喫煙と健康』という報告書として公衆衛生局によって発表される。そこで、初めて、合衆国政府の見解として、喫煙が肺がんの原因であること、そして、喫煙者は非喫煙者よりも死亡する確率が70%高くなることなどが明言される。²²

この報告を受けて、タバコ産業は、タバコの危険性は未だに証明できていないという従来の姿勢を維持しつつ、それと同時に別の戦略をとり始める。

喫煙は個人の自由によるものだから、タバコの健康被害は、喫煙者の責任であると主張するのだ。²³ このような主張の典型的なものは、例えば、1977年の、その名も「喫煙—自由な選択」という声明文に見ることができる。そこでは、タバコ協会の副会長が業界を代表して、喫煙者の権利を次のように擁護する。「彼らが受け取った自由な選択という遺産の一部として、タバコの消費者になることを選択した大人たちは守られなければならない」と。²⁴

喫煙は個人の選択であるというタバコ会社の主張が極めて重要なのは、それが健康被害の責任をタバコ会社から喫煙者個人に転嫁することを可能にしたからだ。この意味において、1965年に、「連邦紙巻きタバコ表示広告法」が成立して、タバコの外箱に、「警告：喫煙はあなたの健康を損なう恐れがあります」という警告文が明記されることが義務付けられたことは、一見すると、タバコ産業の利益に直接反しているように見えて、その実タバコ会社にとって、好都合だった。²⁵ というのも、この警告文が、タバコの外箱に表記されていることによって、タバコ会社はきちんと健康被害の危険性を喫煙者に警告しているとみなされ、したがって、製造物責任に問われることが法的に難しくなったからだ。実際、健康被害の損害賠償を求めて、がんにかかった人々がタバコ会社を相手に起こした訴訟で、タバコ会社が賠償金を支払うことは20世紀中には一度もなかった。²⁶

タバコは喫煙者の自由であるということは、喫煙による健康被害は個人の責任であるということの意味する。このような考え方は、アメリカにおけるタバコの歴史に詳しい歴史家のアラン・プラントが述べるように、個人主義を重んじるアメリカ人にとっては非常に馴染みやすいものだった。²⁷ 健康に関してであっても、アメリカ人は伝統的に個人の生活に政府が介入することを「非アメリカ的」として嫌う。例えば、2001年に公衆衛生局が、肥満を重大な健康問題として改善に乗り出そうとしたが、これに対して肥満は、「自由に選択された行為の結果」なので、個人の生活習慣に関して政府が税金を投入して管理しようとするのは間違いだとする意見がある新聞の社説に掲載された。²⁸ このような反応は、個人の生活を政府によって管理されることを嫌うアメリカ人の典型的なものだろう。アメリカに日本の国民健康保険のような国民の健康を守るための包括的な保険制度がないことも、銃規制に対するアメリカ市民の反発も、政府が個人の行いに干渉することに対する強い嫌悪感と警戒心の現れに他ならない。²⁹

そのような警戒心は、タバコの規制に対するタバコ産業の反応にもはっきりと現れている。例えば、禁煙法案等に反対するためにタバコ産業が設立した広報団体、全米喫煙者同盟 (National Smokers' Alliance) による1995年の意見広告「ごく少数派の意見がなぜ、大勢の権利よりも重要視されるのか」は、タバコの規制を強大な政府による個人の生活に対する強制的な介入として、人々の危機感を煽り立てている。

大抵のアメリカ人は、強大な政府などというものに邪魔されたくないと思っているし、自分たちの私生活に必要なと感じているでしょう。しかし、少数の過激主義者たちは、このことを理解していません。そういった、誰から頼まれたわけでもないのに「生活スタイルの監視員」を自認する人々は、みんなのために何が良いのかわかっているつもりで、われわれの生活の様々な局面を厚かましくも支配しようとしています。彼らが成功すれば、われわれは、選択の自由という基本的な権利を失くしてしまうでしょう。

今日では、「生活スタイルの監視員」は喫煙者を標的に狙いを定めています。では、次は誰が狙われるのでしょうか？もし5,000万の喫煙者が、自分たちの権利を手放さなければならぬとすれば、誰の権利であれ安全という保障はありません。³⁰

またR. J. レイノルズ社も、「自由な社会における喫煙」と題された1994年の意見広告で、喫煙は個人の自由ないしは権利であり、政府の管理から守られなければならないと激しく主張する。「われわれの社会のような自由な社会において、われわれは全員、喫煙者と非喫煙者の両方の権利を尊重するようにしなければならない。・・・大人の選択は、個々人に委ねられるべきである。政府の介入は許すべきではない。」³¹

しかし、喫煙は個人の自由であるというタバコ会社の主張が公平性を欠いているのは言うまでもない。喫煙が個人の自由な行為であり、理性的な判断の結果だというのならば、その負の側面である健康被害が正しく認識されていなければならないはずだ。個人が危険を顧みずに自らの自発的な意志で喫煙という行為を選択したというのであれば、個人はそのような危険を十分に知っていなければならない。実際、タバコのテレビコマーシャルが存在した

時代には、公共の電波を使って一方的にタバコの魅力を宣伝するのは公平性を欠くという理由から、タバコの健康被害を訴える意見広告も、タバコのCMと同じ時間だけ流すことがテレビ局に義務付けられていた。タバコ会社は、テレビCMの有効性を認めつつ、それを流すことで、タバコの健康被害を伝える意見広告が流れることが避けられないのであれば、むしろ自分たちにとってデメリットの方が大きいと判断し、タバコのテレビCMの放送禁止に同意したのである。³² こうしてタバコ会社の広告は、タバコによる健康被害を伝える必要のない印刷媒体や看板等に限定され、タバコの健康被害は軽視されていく。タバコの外箱の警告文も「喫煙はあなたの健康を損なう恐れがあります」という可能性を述べたものであって、「健康を損なう」という断定的な事実の提示ではなかった。タバコ会社は、タバコによる健康被害は医学的に証明されたわけではない、という従来の主張を続けていくことで、タバコの健康被害の可能性を隠蔽し続けた。このような状況においては、喫煙すべきか否かに関して理性的な判断を下す情報が十分にあるとはいえないだろう。タバコ会社は、自らが製造・販売する商品が健康被害を引き起こすものであると知りつつ、その事実を決して公に認めようとせず、積極的に人々に警告しなかったことで、喫煙に関する人々の理性的な判断を妨げていたのである。

IV. ニコチンの依存性

さらに、90年代に明らかになったのは、タバコ会社が、ニコチンの依存性を知っていてそれを認めようとはしなかっただけでなく、むしろニコチンの依存性を利用して売上を伸ばす努力を重ねていたという事実だった。

そもそもタバコに依存性があることは、20世紀のはじめから言われていたが、1950年代以降、タバコの健康被害が本格的に問題視されるようになってからも、タバコの依存性に関しては、深刻な問題としてそれほど認識されていなかった。しかし、1988年に公衆衛生局は、『喫煙と健康に関する報告書』で、これまで囁かれていたタバコの依存性について、はっきりとした見解を示す。タバコにはヘロインやコカインといったドラッグのように、依存性があり、ニコチンがその原因であると明言したのである。³³

しかし、このような発表を経てもまだタバコ産業は、それまでと同じよう

にニコチンの依存性を否定する。1988年にタバコ協会が発表した「タバコに依存性があるという主張は常識に反する」と題された声明文では、公衆衛生局の判断に真っ向から対立してタバコの依存性は一刀両断に切り捨てられる。

喫煙は、真に個人的な選択の問題であり、やめようと思えばやめられるものなのです。タバコ喫煙が身体的な依存症を生じさせるという主張は、喫煙をその他の行為から区別しようとする根拠のない主張に過ぎません。実際に、禁煙をしたときに人が感じるのは、何か自分がしたいと思うことを放棄しなければならない時に人が感じるフラストレーションでしかありません。喫煙者が「依存者」であるという主張は、常識に反しますし、日々人々が禁煙しているという事実と相容れません。³⁴

しかし、タバコ会社の内部文書が明らかにするのは、動物実験を通してニコチンに依存性があることが医学界で確認されるようになった1960年代にはすでにタバコ会社はニコチンの性質を十分に知っていたという事実だ。1963年に、当時アメリカ第3位のタバコ会社であったブラウン&ウィリアムソンの弁護士は、タバコ会社が行っている商売の本質をいみじくも次のように要約した。「ニコチンには依存性がある。ということは、われわれが行っているのは、ニコチンという、ストレスを軽減するのに有効な依存性のある薬物を売るという商売なのだ。」³⁵

あるいは、1972年、フィリップ・モリス社の「タバコ喫煙の動機と刺激」と題された内部文書が提案する「薬品的なタバコのコンセプト化」は、これ以上ないほどの確に商品としてのタバコの本質を捉えていると同時に、タバコ会社が自分たちが売る商品がニコチンという薬物であると考えていたことを雄弁に物語っている。

タバコは商品ではなく、包みの一つとみなされるべきだ。商品はニコチンだ。タバコはそれを幾重にも覆う包みの一つでしかない。まずカートンがあり、カートンには箱が入っていて、箱にはタバコが入っている。そしてタバコには煙が入っている。煙が最後の包みである。喫煙者は、これらの包みを一つずつ剥がして行って、最終的に自分が求

めているものにとどり着く。…タバコの一箱は、1日に必要なニコチンが入っている容れ物と考えれば良い。…タバコは一回分のニコチン服用量が入っている容れ物と考えれば良い。…煙の一本は、ニコチンの媒体であると考えれば良い。煙が最も適したニコチンの媒体であり、タバコが最も適した煙の容れ物であることに疑いの余地はない。³⁶

もちろんタバコ会社は、単に自分たちが売っている商品の性質を知っていただけではない。その知識を最大限に利用して売り上げを伸ばそうとしていたのである。1972年のR. J. レイノルズ社の内部文書には、自分たちの商売の本質が、ニコチンを魅力的な商品に変えて売ることにかかっていると捉えていたことが記録されている。

タバコ製品は、本質的には、ニコチン服用のための媒体なのである。それは、一般的に許容され、また魅力的に思える形でニコチンを服用することを可能にするために設計されている。したがってわれわれの産業は、適量のニコチンの服用量をいかに魅力的なものにし、いかにそれを製造し販売するかということの上になり立っているのである。そして、タバコ産業におけるわが社の位置付けは、われわれがニコチンの服用量を、顧客から見て、われわれの競争相手よりも、全体的により高い価値（目に見える形であれ、そうでないものであれ）があるものにできるかどうかにかかっている。³⁷

しかし、アメリカの主要なタバコ会社の役員たちは、自分たちの商売がニコチンの販売であることを十分に理解しながら、あくまでもタバコの味や香りを宣伝し、タバコというモノを売るという体裁をとって、ニコチンという薬物を売っていることを隠しとおしてきた。そしてニコチンの依存性も当然のことながら、否定してきたのである。1990年代になってもタバコ会社が、ニコチンに依存性があることを認めようとしなかったのは、喫煙が自由な選択であるという自らがこれまで唱えてきた主張の正当性が失われてしまうからだ。そうなれば、タバコ会社には、喫煙者の健康被害に対して賠償責任が生じる可能性が出てくるからだ。

実際、タバコ会社は、ニコチンの依存性が、喫煙による健康被害は個人の

自由な選択の結果であるという、喫煙者の責任を負わせる論理を破綻させるものであることを十分に認識していた。1980年のタバコ会社の内部メモには次のように記されている。

タバコに依存性があるという議論は、タバコが肺がんの原因であることを訴える訴訟においてタバコ会社に敵対する弁護士にとって最も有効な議論だろう。もし喫煙者が依存しているのであれば、われわれは、継続的な喫煙を「自由な選択」として擁護できなくなってしまう。³⁸

さらには、タバコ会社がニコチンの依存性を認めようとしなかったのは、政府の規制を避けるためでもあった。喫煙者がニコチン摂取を目的として喫煙していることが事実として認められ、タバコ会社が喫煙者にニコチンを提供していると捉えられれば、タバコが薬物として政府の規制の対象となってしまう。自分たちで商品をコントロールしてより利益をあげるためには、タバコ会社は、そのような事態を避けなければならない。

1996年に、連邦食品医薬品局 (FDA) が史上初めてタバコ製品の販売を規制しようとするのだが、それはまさしくタバコ会社がニコチンの依存性という効果を知っていて、それを自由に操っていたという事実に基づいてのことだった。連邦食品医薬品局は、健康を損なう、あるいは人体に被害を加える恐れのある危険な薬物や食料品からアメリカ市民を守ることを役目としているわけだが、タバコの健康被害が明らかになった50年代以降も、連邦食品医薬品局はタバコを規制の対象としてはこなかった。これには法的な問題が大きく関わっている。連邦食品医薬品局が規制の対象とするのは、主に食品と医薬品になるわけだが、タバコは当然食品ではないし、医薬品でもない。もちろんタバコの中にはニコチンをはじめ様々な発がん性物質といった化学物質が含まれているわけだが、それだけではタバコを医薬品としてみなすことはできない。というのも、連邦食品医薬品局が依拠している連邦食品・医薬品・化粧品法によると、医薬品とは、「人間やその他の動物の身体の組織や機能に影響を及ぼすことを意図された(食品を除く)物品」というものだからだ。³⁹ 重要なのはニコチンという薬物が含まれていることだけではなく、それによって人体に生理学的な効果が意図されているかということだ。つまり、連邦食品医薬品局が、タバコを医薬品として、その製造や販売に関して規制をか

けるためには、タバコ会社が、ニコチン依存であれ、何であれ、なんらかの生理学的な効果を期待して、タバコを製造・販売していたということが事実として証明されなければならないのである。

連邦食品医薬品局は、先に挙げたメレル・ウィリアムズが暴露した内部文書やさらにはタバコ会社の内部告発者の証言などから、タバコ会社がニコチンの依存性を知っていて、その事実を隠していただけではなく、より依存性が高くなるように、ニコチンの含有量が多いタバコの葉を開発するなど、依存者を増やすためにタバコに含まれるニコチンの量を意図的に操作していたことを突き止める。⁴⁰ そのような調査の結果、連邦食品医薬品局は、18歳未満へのタバコの販売を禁止するという規制案を施行させることに成功するのだった。

連邦食品医薬品局がタバコを、それを摂取する人の身体に生理学的な反応を引き起こすことを意図してタバコ会社が、製造・販売していた薬品と定義し直したことの意味は重要だ。というのも、ニコチン依存という生理学的な反応が、タバコ会社が意図したものであり、使用者がニコチンの依存性を知らなかったのであれば、喫煙者は自覚のないまま、タバコを吸わされていたことになるからだ。喫煙者が、当然ニコチン依存症になることを目指してタバコを吸っていたわけではないのであれば、ニコチン依存という症状は、あくまでもタバコ会社が狙ったものであり、タバコ会社の意図が使用者の自由な選択に優先した結果でしかない。ここには、もう喫煙者の選択の自由がない。

V. 若者を対象とした広告 (i) —— 需要の形成

タバコ会社は、自分たちの広告は、すでに喫煙している人に、自社のタバコへと銘柄を変えること勧めているだけであって、非喫煙者に喫煙を勧めているわけではないと主張して、新たに依存者を増やそうという真の目的を隠そうとする。⁴¹ しかし、タバコ会社は、ニコチンの依存性を否定する裏で、依存者を増やす努力を絶え間なく続けてきた。これは、至極当然である。依存者が喫煙に依存しているため喫煙し続けるとしても、新たな依存者を開拓しないことには、依存者＝顧客が少なくなり、市場が枯渇していくことになるからだ。これはタバコ以外のどの商品に関しても言えるだろうが、タバコ

に関しては特に切実な問題である。というのも、タバコ会社が売っている商品は、自らの顧客の死を早める商品だからだ。タバコを多く吸う人はそれだけ、死ぬ確率が高くなるとすれば、タバコへの依存度が高い上客であればあるほど、タバコ会社は早く失ってしまうことを意味する。タバコとは、顧客の数を減らすことを宿命づけられた商品なのである。したがって、タバコ会社は常に、今いる上客の代わりを見つけなければならない。こうしてタバコ会社は、新たな喫煙者として「代替喫煙者」とタバコ会社が呼ぶ若年層に目をつけることになる。⁴²

タバコ会社が、新規顧客として若者を対象にするようになったのは、そもそも喫煙者が喫煙を開始するのは若い頃だということが調査の結果明らかになったからだ。例えば、1984年のR. J. レイノルズ社による調査によると、喫煙者のたった5%が24歳より後に喫煙し始めるという。⁴³ さらに、22歳以上で喫煙し始めた場合、90%がタバコを吸うのを止めるようになるという事実から、大人より若者の方がニコチンに依存しやすいということが分かっている。⁴⁴ こういった事実から、タバコ会社が利益を生み出すために、タバコ会社は、14歳から24歳の若年層を「明日のタバコ商売」の鍵を握る存在として、特に力を入れる販売対象として見るようになる。⁴⁵ 若年市場を分析したR. J. レイノルズの1973年の報告書は、「現実的な観点から言うと、長期的にわが社が生き延びて繁栄するためには、われわれは若者市場に食い込まなければならない」と結論づけている。⁴⁶

こうしてタバコ会社は、若者を喫煙者にすべくマーケティングと宣伝広告に力を入れるわけだが、それはまた、タバコという商品を売ることに原理的に発生する問題を解決するためでもあった。前述したように喫煙者の多くはニコチンに依存している。しかし、いくらニコチンに依存性があるとしても、人はもともとニコチンに依存しているわけではない。したがって、人生におけるタバコの最初の一服は、自発的になさなければならない。ここにタバコ会社にとってのマーケティングと広告の重要性がある。売り上げを伸ばすために広告宣伝活動が重要であるのは、タバコに限らずものを売る側にとっては当然だ。しかし、それがタバコを販売するにあたってとりわけ重要であるのは、タバコ会社は、そもそも人が心地よいと思わないものを売らなければならないからだ。タバコという商品が、飲食物と比較してユニークであるのは、それが最初は不快であるという点にある。タバコを吸い始めて美味し

いと感じる人はあまりいない。どのような飲食物であれ、最初の一口、一飲みでまずいと感じれば、人はその後それを好んで飲んだり食べたりしないだろう。ごく当たり前のことだが、多くの人がまずいと感じる飲食物が売れることはまずない。しかし、正にこの点においてタバコという商品は異なっている。それは、ほとんどの人が最初は不快と感じ、快楽や満足感を得ることがない商品である。したがって、タバコ会社は、人が不快に感じる商品を売る、というほとんど不可能とも思える難題に挑戦しているのだ。

そこで、タバコ会社は、タバコを吸う行為が喚起する様々なイメージを利用して、心理的な欲望に訴えるという巧妙な宣伝広告を展開する。別の言い方をすれば、マーケティングによって、薬物に対する依存性でしかないタバコの魅力に別の新たな魅力を付け加えようというのである。フィリップ・モリス社は、「なぜ人はタバコを吸うのか」と題された1969年の報告書で、タバコが不味いものであることを認めた上で、いかにしてタバコを売るべきかについて次のように考察している。

タバコの最初の一本は、不快な経験である。タバコを吸い始めたばかりの喫煙者が、その不快さに耐えるものであるという事実を説明するためには、われわれは心理社会的な動機に目を向けなければならない。タバコを吸うことは、吸い始めたばかりの喫煙者にとって、象徴的な行為なのである。喫煙者は世の中に向けてこう言っている。「これが私という人間なのだ。」これには様々なヴァリエーションがある。例えば、「私はもうお母さんの子供じゃないの」、「俺はタフだ」、「私は冒険が好きなの」、「僕は堅物じゃないよ」といったように。個人の意図がどのようなものであれ、タバコを吸うという行為は、自分のアイデンティティを宣言する象徴的な行為なのである。⁴⁷

こうしてタバコ会社は、十代の若者のアイデンティティ形成に訴えるために、広告を活用していくことになる。その典型例がフィリップ・モリスのマールポロの広告である。

マールポロはおそらくタバコの歴史上最も成功したブランドの一つだ。それはまた同時に宣伝広告の最も成功した例の一つでもある。1950年代に健康への関心から、フィルター式のタバコが人気を得るようになったとき、フィリ

ップ・モリスはこの時流にのっかかり、自社ブランドのフィルター付きタバコ、マルボロの宣伝と販売に力を入れ出す。そうする上で、フィリップ・モリスは、マルボロの販売戦略を大きく変更する。それまで、フィルター付きのタバコは、女性的とみなされており、実際にフィリップ・モリスも女性をターゲットにしてマルボロを販売してきたのだが、このフィルター付きタバコを男性用タバコとして新たに宣伝し直すのである。⁴⁸ 宣伝広告に男性らしさを想起するイメージを用いて、マルボロが男性的なタバコであることを強調するのである。

はじめに、反社会的・反体制的、社会規範に縛られず、自由で自立した男性というイメージを作り上げるため、手の甲に入れ墨を施した男性が広告に使われるようになる。その後、それは、アメリカにおける自由な男性の究極的な象徴であるカウボーイ——マルボロの広告を担当した広告代理店の男性の自身の言葉によると、「アメリカで最も広く受け入れられた男性らしさのシンボル」——の姿に取って代わり、マルボロ・マンとして定着することになる。⁴⁹

男性らしさと自由と自立を象徴するカウボーイのイメージは、アラン・ブランドが述べるように、タバコの健康被害が問題となった時代において正に時宜を得たものだった。「タバコを吸うのは俺の自由だ」という主張を、言葉を使わずに訴えるものとして、これ以上はないくらい効果的だったからだ。自由や自立という価値観を体現し、これらの価値観を礼賛するマルボロ・マンは、タバコの健康被害に対する連邦政府の警鐘に疑問を投げかけるタバコ産業の気持ちを代弁し、喫煙者には、喫煙を正当化する理由を与えることになった。⁵⁰ こうした広告の効果もあって、1955年には1.7%だったマルボロの合衆国内での市場シェアは、順調に成長していき、マルボロ・マンがカウボーイになった1962年には、5.1%、1972年には、12.7%、1983年には、20.1%、1995年には、30.1%、2005年には、40.5%になる。⁵¹

しかし、この広告の真の成功は、若年層にアピールしたことにあった。実際、フィリップ・モリスのライバルである R. J. レイノルズが1983年に行った市場調査によると、マルボロの18歳人口でのシェアは、1955-1964年では、8.5% だったのが、1965-74年には、31.8%、1979-83年には、50.3% にまでなっており、未成年者の喫煙者人口の増加が、マルボロの人気を支えていたことがわかる。⁵² マルボロの広告の成功は、何よりも、その販売に関わったタ

バコ会社の役員の次のような言葉に集約されるだろう。「十代の男の子たち一つまり、タバコ会社がそもそも販売の対象として考えてはいけない人たちであるわけだが——が、マルボロ・マンに熱狂的になっているのをみれば、タバコ会社の狙いが上手くいったことがわかるだろう。」⁵³

VI. 若者を対象とした広告 (ii)——依存者の獲得

しかし、こうした若年層をターゲットにする広告戦略は、やがて批判を浴びるようになる。ジョー・キャメルという漫画のキャラクターを使った R. J. レイノルズ社のキャメルの宣伝がそうだ。フィリップ・モリス社にシェアを奪われていた R. J. レイノルズ社は、若年層に見向きもされなくなった自社ブランドのキャメルを生き返らせ、若年層にアピールするための起死回生の一手として、ジョー・キャメルという漫画のキャラクターを使った広告を1988年から展開する。⁵⁴ 1988年から3年の間で、キャメルのシェアは、3%から13%になったというほどこの広告は大当たりしたのだが、この広告は、タバコ会社が子供達にタバコを宣伝している証拠として多くの批判に合った。⁵⁵

1991年に、タバコの広告の子供達への影響を探るため、子供達がタバコ会社やブランドのロゴをどれほど認識しているかが調査される。この調査では、3歳から6歳までの子供が229人集められ、様々な会社のロゴが書かれているカードとその商品が描かれているカードをマッチングできるかをテストされる。研究者たちは、そのような会社・ブランドのロゴに、ディズニーチャンネルのミッキー・マウスのシルエットのロゴといった子供向けのものに混じって、キャメルのキャラクターであるジョー・キャメルも含ませておいた。実験の結果、3歳児では30%、6歳児の91.3%がジョー・キャメルとタバコのキャメルを正しくマッチングでき、特に6歳児の間では、ミッキー・マウスとほとんど変わらない認識度の高さだったことが判明する。このことから、研究者たちは、「子供が6歳になる頃には、ジョー・キャメルはミッキー・マウスと同じくらい認識されるようになっていいる」と結論づけたのだった。⁵⁶

この実験結果を見た弁護士ジェネット・マンジーニは、タバコ会社に対して激しい怒りを感じ、R. J. レイノルズ社にジョー・キャメルの広告を中止させようと訴訟を起こす。⁵⁷ 「だって、ミッキー・マウスは子供にとって重要なキャラクターでしょう。6歳の子供にとっては、ジョー・キャメルがミ

ッキー・マウスと同じくらい人気だなんて、私は本当に頭にきたのよ」と彼女は述べる。⁵⁸ 最終的に、マンジーニが起こした裁判や、それ以外にも多くの批判を浴びたことで、R. J. レイノルズ社は、1997年を最後にジョー・キャメルの広告を中止することになる。

ジョー・キャメルの広告が、実際にどれほどの売り上げの促進に貢献したのかを正確に調べるのは不可能だろう。しかし、ここで注目したのは、タバコの広告が子供の喫煙者を増やすことにどれほどの効果があったのかという、タバコ広告の効力の問題ではない。そうではなく、タバコの広告が子供に向けられていることに人々、アメリカの社会が激しい怒りを感じていたという事実の方に注目したい。重要なのは、年端もいかない子供達がタバコ会社のキャラクターに馴染んでいるということではなく、またそのような子供達が将来喫煙者になる可能性があるということでもなく、このような実験がなされ、その結果が衝撃と怒りを持って受け止められたという事実だ。

もっとも、タバコ会社自身も、公衆衛生局のような政府機関も、それから裁判所も、一般的に広告がタバコの売り上げを伸ばす効果があることを事実として認めている。⁵⁹ 例えば、合衆国司法省が、アメリカ市民を騙して不正に利益をあげていたとしてタバコ会社を訴えた裁判『合衆国対フィリップ・モリス』で、連邦地区裁判所の判事は、次のように述べて、タバコ広告が若者へ影響を与えることを事実としている。

広告と販売促進キャンペーンを含んだタバコのマーケティングは、若く、新しい喫煙者を勧誘する過程において重要な役割を果たすように設計されている。それは、タバコをポジティブな価値観と結びつけるおびただしいイメージに、若い人たちを晒しているのである。心理学と認知神経科学の分野でなされた研究が示すのは、そのようなイメージが、特に若者に対して、危険を認識することを抑圧し、行動を促すという点において、いかに強い影響をもつものであるかということである。被告（タバコ会社）自身の統計が、いかに若者向けの三つのブランドーフィリップ・モリスのマルボロ、R. J. レイノルズのキャメル、ロリラードのニューポーターのマーケティングが成功だったか物語っている。⁶⁰

子供を対象にマーケティングしていないというタバコ会社の嘘に対する憤りの根底には、子供はか弱い存在であり、大人によって保護されなければならないという考えがある。さらには、それは、子供とは理性的で自発的な判断を下せない存在であるという前提に依拠している。マンジーニの訴えの正当性を認めたカリフォルニアの控訴裁判所は、そのような考えに基づいてタバコ会社が未成年者を宣伝の対象にすることを非難する。

未成年者を宣伝の対象とするのは、残酷で非道徳的である。というのも、そのような広告は、健康を損なう危険があることを十分承知した上で喫煙を始めるという決断を下すために必要な成熟さに達する前に、未成年者に不健康で、生命を危険に晒す可能性にある依存症へと誘い込んで、搾取しているからだ。⁶¹

タバコ産業自身も、子供は理性的な判断を下せず、従って守られなければならないという考えには同意している。未成年者にタバコを売りつけているという批判を逸らすためにタバコ協会が発した1979年の声明において、子供がタバコを吸うべきではない理由として、大人と違って、自由意志を行使できないことがあげられている。

子供はタバコを吸うべきではありません！喫煙は大人の習慣です。手に入れられるあらゆる情報を参照し、そして個人の自由な選択に基づいて、タバコを吸うという決断を下すことができるためには、十分な分別を弁えられるようになるまで、タバコを吸うかどうかという判断を下すのは待つべきです。⁶²

子供が定義上、自由意志を働かせることができない存在であるならば、タバコ会社が子供を販売の対象としているという事実は、喫煙は「大人の習慣」、あるいは大人の選択であり、個人の自由である、というタバコ会社が繰り返してきた主張そのものが嘘であることを物語っていることになる。⁶³ そればかりか、人が理性的な判断を下すことができない子供の頃にタバコを売りつけ、やがてその人が大人になって理性的な判断を下せるようになった頃にはすでにニコチンに依存していて禁煙できない状態になっているのであれば、

タバコ会社は、そのような喫煙者の選択の自由を奪っていると言えるだろう。喫煙を個人の自由と称しつつ、タバコ会社が自らの商品を子供に売りつけていたという事実は、個人の自由という考えを都合良く利用し、最終的にはそれを踏みにじる行為でしかない。

VII. 憲法で保障されない喫煙する権利

以上で見てきた通り、アメリカにおける喫煙問題の核心にあるのは、個人の権利の問題だ。それは単に副流煙が非喫煙者の権利を侵害するといった、喫煙者対非喫煙者の相反する利害の対立があるというだけではなく、タバコ会社の嘘によって、喫煙者自身の権利も阻害されていたということの意味する。90年代にこのことが明らかになったことで、タバコの健康被害が疑いようのない事実として受け止められるようになり、タバコ規制はますます強化されるようになったのである。

ここで、冒頭の疑問に戻ることにしよう。なぜ、人権意識が高いアメリカ合衆国で喫煙が州の法律や自治体の条例等によってタバコを吸う権利は制限されているのだろうか。答えは簡単だ。喫煙は憲法で保障される権利とは考えられていないからだ。タバコ規制法律協会 (Tobacco Control Legal Consortium) が、2008年に発表した、『喫煙は憲法で保障された権利ではない—2008年』というパンフレットでのサマンサ・K・グラフという法律家の説明に沿って、合衆国憲法が喫煙を権利として認めていないことを確認したい。⁶¹

喫煙は権利だと主張する人は、アメリカにももちろん存在する。グラフによると、そういった主張は主に二つの観点からなされる。一つは、喫煙は個人のプライバシーに属する権利であって、したがって政府はこれを制限してはならないということ。二つ目は、喫煙を制限する条例や法律は、喫煙者という少数者に対する不当な差別であり、憲法が合衆国市民に保障する法の平等の保護に違反するという。これらはおおよそ、先に挙げた、たばこ議員連盟の基本理念の最初の二つ—「喫煙を愉しむこと」・・・は、・・・国民の権利として尊重されなければならない」と「合法的な嗜好品であるたばこを喫煙する者を社会的悪者として排除してはならない」—にそれぞれ該当する主張と考えてよいだろう。

いずれの場合も合衆国憲法は権利として認めていないとグラフは論じる。確かに、合衆国最高裁は、個人のプライバシーに関する基本的な人権を、合衆国憲法によって特に守られなければならない自由として認めている。しかし、これは、避妊具を所持するとか、異人種の異性と結婚するといった婚姻関係や家族関係に関する個人の選択の自由に限定されるという。したがって、喫煙はプライバシーに関する権利には含まれない。⁶⁵

また喫煙者は憲法によって保護されるべき少数者であるかという問題に関しては、グラフは、合衆国最高裁は、そのように保護されるべき少数者を、人種や、民族、ジェンダーといった生まれつきの、変更しがたい属性によって決定づけられた集団に限定していると指摘する。喫煙者は、喫煙者として生まれてくるわけではないので、当然この憲法の特別な庇護を受ける少数者とは考えられないということだ。⁶⁶

このように、政府や自治体の規制が、基本的なプライバシー権を侵害するとは考えられず、また憲法によって保護されるべきと認められた特定の集団を対象としているわけではない場合は、問題となる規制案等が合憲であるかどうかの判断は、規制の目的が合理的であるかどうかにかかっているとグラフは述べる。⁶⁷つまり、個人の行為を制限するだけの十分な根拠が、政府や自治体等にあれば良いということだ。喫煙を規制する法案もこのような基準によって判断される。副流煙による健康被害を防ぐという目的のために、喫煙を制限することは合理的と考えられるので、政府や自治体が喫煙という個人の自由に介入するに十分な根拠になりうると判断できるということだ。

裁判所が喫煙の規制を憲法に違反しないと判断した具体的な例として、2012年に合衆国控訴裁判所が下した判決を見てみたい。2010年にミズーリ州のクレイトンという市が、屋外にある公共の公園や遊び場での喫煙を禁止する条令を作ったところ、アーサー・ギャラガーというタバコ愛好家がこれを憲法違反として連邦の裁判所に訴える。⁶⁸彼の訴えの要点は大きく分けて、先に見てきた二点になる。すなわち、第一に、喫煙はプライバシーに属する権利であるので市はそれを規制してはならないということ。第二に、市の条例は喫煙者を少数者として差別するものであるということ。いずれの主張も先に述べた理由で、裁判所は認めない。裁判所の判断は、市民の健康を守り、ゴミを少なくし、公園等の景観を良くするという市の目的は十分に合理的であるので、市の規制案は問題がないというものだった。これに対して、ギャ

ラガーは市が根拠としている副流煙の被害に関する知識は、屋内の副流煙の被害に関するものであって屋外でのそれに関するものではないため、市が主張する健康被害を防ぐという目的は、合理的な根拠とはなり得ないと反論する。これに対して裁判所は、裁判所の判断は、規制の根拠である健康被害が科学的に正しいかどうかには依拠しているのではなく、法律を作った人たちが、それを正しいと信じる十分な根拠があるかどうかによるのだと説明する。裁判所のことばによると、「屋外の副流煙が実際に被害をもたらすかどうかに関して裁判所は判断する必要はない。市が、それを信じるのが合理的であるため、条例は合理的であり問題がない」ということだ。⁶⁹

ここで、裁判所が副流煙の被害が科学的に正しいかどうかは問題ではない、と述べていることに注目したい。というのも、タバコ副流煙の被害から市民を守るということが喫煙規制の合理的な根拠になると考えられるということは、タバコの副流煙の健康被害が一般的に広く認められていることを意味するからだ。裁判官は医学者ではないので、当然、タバコの健康被害の程度について判断を下すことはできない。裁判官が判断しなければならないのは、タバコの副流煙は健康被害をもたらすと立法者が信じていることが、どれほど理にかなっているか、ということだ。裁判官がこれに理があると判断したということは、副流煙による健康被害が深刻な問題として広く社会に受け止められているという現実を物語っている。

おわりに

このようなアメリカの状況を踏まえると、冒頭に掲げた、たばこ議員連盟による「受動喫煙防止に関する基本理念」で、タバコが「合法的な嗜好品」と述べられていることが奇妙に思える。広辞苑国語辞典第六版は、嗜好品を「栄養摂取を目的とせず、香味や刺激を得るための飲食物。酒・茶・コーヒー・タバコの類」と定義している。このようにタバコをお酒やコーヒーと同列に置くことは、誤解を招く表現である。タバコがお酒やお茶のような比較的害が少なく、依存性も低く、適度に楽しむことができる、安全な飲食物と同じであるかのような印象を与えるからだ。もちろんお酒は無害ではないだろう。アルコール依存症によって自分の人生を台無しにしたり、他人に危害を加えたり、あるいは飲酒運転によって他者を死に至らしめるケースがある

ことを考えれば、アルコールも十分危険な、あるいはタバコより危険な飲み物と言うことができるかもしれない。しかし、飲酒が深刻な健康被害を及ぼす、あるいは他人に危害を加えるといった事件を引き起こす場合よりもはるかに多く、人々は適度に飲酒を楽しんでいる。生活に潤いをもたらすために節度を持ってお酒を嗜んでいる人は、飲酒によって深刻な被害にあう人よりもはるかに多いだろう。タバコはそうではない。タバコの依存性、そして発がん性は、節度を持って楽しむというレベルを超えている。⁷⁰ もともと英語には、日本語の「嗜好品」に当たる言葉がないこともあるだろうが、アメリカではこのようにタバコがコーヒー、お茶、お菓子と同列に語られることはまずない。タバコの健康被害に人々が以前よりもはるかに敏感になった今日では、なおさらそのような分類はアメリカの人々にとっては理解し難いことだろう。

このことは、タバコの健康被害に関する認識がアメリカと日本では大きく異なっていることを意味するだろう。そして、その違いは個人の認識の違いというよりも、タバコの健康被害をなくそうとする社会全体の取り組みの違いでもある。前述した『合衆国対フィリップ・モリス』では、2009年にタバコ会社側の敗訴が確定し、その結果、タバコ会社はアメリカの大衆に向けてこれまで、タバコに関する情報を意図的に操作、隠蔽してきたことを認める「矯正的声明」を、自らその経費を負担して発表することが命じられる。⁷¹ 2017年11月26日に、連邦の裁判所の命令によってタバコ会社は、これまでタバコの健康被害について5つの点において、アメリカ市民に誤った情報を伝えていたことを認め、タバコの害悪についての正しい情報を簡潔に伝える声明を雑誌の広告やテレビのコマーシャルとして発表した。五つの点とは、喫煙がもたらす全般的な健康被害、喫煙とニコチンの依存性、「ライト」や「マイルド」なタバコが健康被害の点で通常のタバコとほとんど変わらない点、タバコ会社がニコチン含有量を操作していたこと、そして副流煙の健康被害である。⁷²

このうち、副流煙に関するものは次のとおりである。

連邦の裁判所は、フィリップ・モリスUSA、R. J. レノルズ・タバコ、ロリラード、そしてアルトリアが、副流煙の健康被害について、これらの会社に次の声明を発表するように命じました。

・副流煙は毎年、38,000人以上のアメリカ人の死の原因となってい

る。

- ・副流煙は、喫煙しない大人に、肺がんと心臓病を引き起こす。
- ・副流煙に晒される子供は、SIDS、急性呼吸器感染症、耳の障害、重い喘息、肺機能の低下になる危険性が増す。
- ・副流煙には、どの程度であれそれに晒されて安全と呼べるものはない。⁷³

このような声明が、アメリカでは2017年11月26日から一年間、月曜から木曜日まで、主要テレビネットワークである ABC, NBC, CBS で放送されることなので、タバコの害に対する周知は徹底していると言えるだろう。

今後日本でも、タバコの健康被害の深刻さがもっと認識され、より多くの人々がより積極的に副流煙の規制を求めるようになれば、タバコが嗜好品として認識されることはなくなるだろう。将来そうなった時には、今日のわれわれが、医者がタバコを勧めている昔のアメリカの広告を見て奇異に感じるのと同様に、タバコは嗜好品であり、これを吸うのが「国民の権利」であるという主張は奇妙に聞こえることだろう。

注

¹ 阿部亮介, 「受動喫煙 自民、厚労省案認めず 対策後退必至」毎日新聞 2017年4月14日, 2017年10月31日閲覧, <http://mainichi.jp/articles/20170414/k00/00m/010/174000c>.

² 竹野内崇宏, 黒田壮吉, 「『禁煙義務化せず分煙で』自民党たばこ議連が対案」朝日新聞デジタル 2017年3月8日, 2017年10月31日閲覧, <https://www.asahi.com/articles/ASK3823NQG38UBQU001.html>

³ 「自由民主党 たばこ議員連盟臨時総会への出席」『野田たけしオフィシャルサイト』 2017年3月8日, 2017年10月31日閲覧, <http://nodatakeshi.com/自由民主党-たばこ議員連盟臨時総会への出席/>

⁴ “U.S. 100% Smokefree Laws in Non-Hospitality Workplaces AND Restaurants AND Bars” *American Nonsmokers’ Rights Foundation*, 1 Apr. 2018, accessed April 28, 2018, <https://no-smoke.org/wp-content/>

uploads/pdf/WRBLawsMap.pdf.

⁵ Bruce Schreiner, “Merrell Williams Jr., Kentucky Paralegal Who Became Tobacco Whistleblower, Dies at 72.” *The Washington Post*, November 27, 2013, accessed May 3, 2018, https://www.washingtonpost.com/national/merrell-williams-jr-kentucky-paralegal-who-became-tobacco-whistleblower-dies-at-72/2013/11/27/c42c402e-5787-11e3-8304-caf30787c0a9_story.html?utm_term=.b5a22cfcba0.

⁶ ミシシッピ州が起こした訴訟を皮切りに、その後、それ以外の州も喫煙者の健康被害のために不当に医療費を負担させられたとしてその賠償を求める裁判を起こす。このような訴訟を起こした最初の州であるミシシッピでは、タバコによる健康被害に対して州が負担する医療費が年間7,000万ドルから1億ドルになるという試算された (Brandt 413)。

⁷ *U.S. v. Philip Morris* 449 F. Supp. 2d 11, 1500-0001 (D.D.C. 2006); この訴訟については、ハムライン大学のミッチェル・ハムライン法学部の公共衛生法センターによる次のサイトが詳しい。 <http://www.publichealthlawcenter.org/topics/tobacco-control/tobacco-control-litigation/united-states-v-philip-morris-doj-lawsuit>

⁸ Allan M. Brandt, *The Cigarette Century: The Rise, Fall and Deadly Persistence of the Product That Defined America* (New York: Basic Books, 2009), 281-82.

⁹ Allan M. Brandt, “The Cigarette, Risk, and American Culture,” *Daedalus* 119, no. 4 (1990): 159.

¹⁰ *20,679 Physicians*, 1930, Stanford University Research into the Impact of Tobacco Advertising, accessed May 4, 2018, http://tobacco.stanford.edu/tobacco_main/images.php?token2=fm_st002.php&token1=fm_img0101.php&theme_file=fm_mt001.php&theme_name=Doctors%20Smoking&subtheme_name=20,679%20Physicians.

¹¹ Richard Kluger, *Ashes to Ashes: America's Hundred-Year Cigarette War; the Public Health, and the Unabashed Triumph of Philip Morris* (New York: Vintage, 1997), 107.

¹² *Ibid.*, 109; Philip J. Hilts, *Smokescreen: The Truth behind the Tobacco Industry Cover-Up* (New York: Addison-Wesley, 1996), 3.

¹³ US Department of Health, Education, and Welfare, *Smoking and Health: Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service*. 1964, accessed Nov. 3, 2017. https://profiles.nlm.nih.gov/NN/B/B/M/Q/_/nnbbmq.pdf.

¹⁴ Roy Norr, "Cancer by the Carton," *The Reader's Digest*, December 1952, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 6, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/fgfg0003>

¹⁵ Wynder, Ernest L. and Everts A. Graham, "Tobacco Smoking as a Possible Etiologic Factor in Bronchiogenic Carcinoma: A Study of Six Hundred and Eighty-Four Proved Cases." *Journal of the American Medical Association* 143, no. 4 (May 27, 1950): 336.

¹⁶ 岡本勝『アメリカにおけるタバコ戦争の軌跡——文化と健康をめぐる論争』（ミネルヴァ書房 2016年），169.

¹⁷ Tobacco Industry Research Committee, "A Frank Statement to Cigarette Smokers," January 4, 1954, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 6, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/zkph0129>.

¹⁸ Hiltz, 1-7.

¹⁹ Claude E. Teague, Jr. "Survey of Cancer Research with Emphasis upon Possible Carcinogens from Tobacco," February 2, 1953, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/pgwj0007>.

²⁰ Hiltz, 6-7.

²¹ Brandt, *The Cigarette Century* 203.

²² US Department of Health, Education, and Welfare, *Smoking and Health* 31

²³ Brandt, *The Cigarette Century* 237.

²⁴ William F. Dwyer, "Smoking: Free Choice," June 1978, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/rtxp0146>.

²⁵ "Making Decisions Regarding Tobacco Use," R. J. Reynolds Tobacco Company, accessed May 5, 2018, <http://www.rjrt.com/tobacco->

use-health/public-health-information/.

²⁶ 岡本, 298.

²⁷ Brandt, *The Cigarette Century* 281.

²⁸ Brian Doherty, “Fatwa on Obesity Carries No Weight,” *Los Angeles Times*, December 19, 2001, accessed May 3, 2018, <http://articles.latimes.com/2001/dec/19/opinion/oe-doherty19>.

²⁹ 岡本, 279-80.

³⁰ National Smokers’ Alliance. “How Can the Opinion of So Few Outweigh the Rights of So Many?” , 1995, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/yqby0090>.

³¹ “Smoking in a Free Society,” March 1994, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/mfwh0085>.

³² Brandt, *The Cigarette Century* 271.

³³ US Department of Health and Human Services. *The Health Consequences of Smoking—Nicotine Addiction: A Report of the Surgeon General*, 1988, accessed May 3, 2018, <https://profiles.nlm.nih.gov/NN/B/B/Z/D/>.

³⁴ Brennan Moran, “Claims That Cigarettes Are Addictive Contradict Common Sense,” May 16, 1988, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/lgky0219>.

³⁵ Addison Yeaman, “Implications of Battelle Hippo I & II and the Griffith Filter,” 17 July 1963, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/hrwh0097>.

³⁶ William L. Dunn, “Motives and Incentives in Cigarette Smoking,” 1972, 5-6, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 6, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/jspf0085>;

³⁷ “Research Planning Memorandum on the Nature of the Tobacco Business and the Crucial Role of Nicotine Therein,” April 12, 1972, in

Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/kpkj0191>.

³⁸ Paul Knopick, "Memorandum To Mr. Kloefer From Mr. Knopick Dated 9-9-80," September 9, 1980, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/rfpj0184>.

³⁹ Federal Food, Drugs, and Cosmetics Act, 21 USC 321, § 201[g], cited in "Classification of Products as Drugs and Devices and Additional Product Classification Issues," U.S. Food & Drug Administration, accessed May 4, 2018, <https://www.fda.gov/RegulatoryInformation/Guidances/ucm258946.htm#drug>.

⁴⁰ Kessler, David A., Ann M. Witt, Philip S. Barnett, Michael R. Zeller, Sharon L. Natanblut, Judith P. Wilkenfeld, Catherine C. Lorraine, Larry J. Thompson, and William B. Schultz, "The Food and Drug Administration's Regulation of Tobacco Products," *The New England Journal of Medicine* 335, no. 13 (September 26, 1996): 989; David A. Kessler, *Question of Intent: A Great American Battle with A Deadly Industry*. Rev. Ed. (New York: Public Affairs, 2003).

⁴¹ US Department of Health and Human Services, *Reducing the Health Consequences of Smoking* (1989): 501, accessed May 5, 2018, <https://profiles.nlm.nih.gov/ps/access/NNBBXS.pdf>.; *US v. Philip Morris* 1207-208; "America's New Merchants of Death," *New York Times*, March 16, 1993, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 5, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/ssxp0108>.; Pierce, John P., Won S. Choi, Elizabeth A. Gilpin, Arthur J. Farkas, and Charles C Berry, "Tobacco Industry Promotion of Cigarettes and Adolescent Smoking," *Journal of American Medical Association* 279, no. 7 (February 18, 1998): 514 in Truth Tobacco Industry Documents, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/ggkm0197>.

⁴² Diane S. Burrows, *Young Adult Smokers: Strategies and Opportunities*, February 29, 1984, in Truth Tobacco Industry Documents,

accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/#id=pnxb0086>.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Hilts, 65.

⁴⁵ J. F. Hind, “RJR Memo from C.A. Tucker,” January 23, 1975, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/pqfk0079>.

⁴⁶ “Research Planning Memorandum on Some Thought about New Brands for the Youth Market,” February 2, 1973, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/hxhh0045>.

⁴⁷ “Why One Smokes,” 1969, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/#id=pggp0124>.

⁴⁸ Leo Burnett, “The Marlboro Story: How One of America’s Most Popular Filter Cigarettes Got That Way,” *New Yorker*, November 15, 1958, 42; Kluger, 181.

⁴⁹ Burnett, 42; マルボロ・マンの典型的なものは、次のサイトで確認できる。 *Marlboro Men*, 1981, Stanford University Research into the Impact of Tobacco Advertising, accessed May 7, 2018, http://tobacco.stanford.edu/tobacco_main/images.php?token2=fm_st085.php&token1=fm_img2057.php&theme_file=fm_mt006.php&theme_name=Filter%20Safety%20Myths&subtheme_name=Marlboro%20Men.

⁵⁰ White, Cameron, John L. Olfiffe, and Joan L. Bottorff, “From the Physician to the Marlboro Man: Masculinity, Health, and Cigarette Advertising in America, 1946-1964,” *Men and Masculinities* 15, no. 5 (December 2012): 528.

⁵¹ Hyland, A., R. Goldstein, A. Brown, R. O’ Connor, and K. M. Cummings, “Happy Birthday Marlboro: the cigarette whose taste outlasts its customers” *Tobacco Control* 15, no. 2 (2006): 76, accessed May 3, 2018, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2563567/pdf/75.pdf>.

⁵² Burrows, 17.

⁵³ Hilts, 67.

⁵⁴ "The Search for El Dorado" May 15, 1992, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/knpd0010>.

⁵⁵ Hilts, 70.; ジョー・キャメルの広告は、次のサイトで確認できる。Joe Camel Cartoons, 1990, Stanford University Research into the Impact of Tobacco Advertising, accessed May 7, 2018, http://tobacco.stanford.edu/tobacco_main/images.php?token2=fm_st355.php&token1=fm_img17784.php&theme_file=fm_mt036.php&theme_name=Cartoons&subtheme_name=Joe%20Camel%20Cartoons.

⁵⁶ Fischer, Paul M., Myer P. Schwartz, John W. Richards, Jr., Adam O. Goldstein, and Tina H. Rojas, "Brand Logo Recognition by Children Aged 3 to 6 Years: Mickey Mouse and Old Joe Camel." *Journal of American Medical Association* 266, no. 22 (1991): 3148.

⁵⁷ Nina Siegal, "The Last Days of Joe Camel," *California Lawyer* (November 1998), accessed May 4, 2018, <http://www.bcflaw.com/camel.html>.

⁵⁸ Brandt, *The Cigarette Century* 10.

⁵⁹ "America's New Merchants of Death" 53; US Department of Health and Human Services, *Preventing Tobacco Use among Youth and Young Adults: A Report of Surgeon General* (2012): 508, accessed May 5, 2018, <https://www.surgeongeneral.gov/library/reports/preventing-youth-tobacco-use/full-report.pdf#search=%27department+of+health+and+human+services+preventing+tobacco+use+among+young+people%27>.

⁶⁰ *US v. Philip Morris* 449 F. Supp. 2d 11, 980 (D.D.C. 2006)

⁶¹ *Mangini v. R. J. Reynolds Tobacco* 22 Cal. App. 4th 628, 641 (1993).

⁶² William Merryman, Unknown, August 31, 1979, in Truth Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/njhf0145>.

⁶³ Philip Morris. "Cigarettes Are Not for Children!" , 1991, in Truth

Tobacco Industry Documents, accessed May 4, 2018, <https://www.industrydocumentslibrary.ucsf.edu/tobacco/docs/nmgv0125>.

⁶⁴ Samantha K. Graff and Tobacco Control Legal Consortium. *There Is No Constitutional Right to Smoke: 2008*. 2nd ed., accessed Nov. 2, 2017, <http://www.publichealthlawcenter.org/sites/default/files/resources/tclc-synconstitution-2008.pdf>.

⁶⁵ *Ibid.*, 2-3.

⁶⁶ *Ibid.*, 3-4.

⁶⁷ *Ibid.*, 3.

⁶⁸ *Gallagher v. City of Clayton*, 699 F. 3d 1013 (8th Cir. 2012)

⁶⁹ *Ibid.*, 1025.

⁷⁰ Robert N. Proctor, *Golden Holocaust: Origins of the Cigarette Catastrophe and the Case for Abolition* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2011): 557-558.

⁷¹ Sapna Maheshwari, “Why Tobacco Companies Are Paying to Tell You Smoking Kills.” *The New York Times* November 24, 2017, accessed May 3, 2018, <https://www.nytimes.com/2017/11/24/business/media/tobacco-companies-ads.html>.

⁷² これらの広告は全て、アメリカ肺協会がYouTube にアップロードしたものが、以下のURLで視聴可能である。“Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Addictiveness” <<https://www.youtube.com/watch?v=urxHml3UyPM>>; “Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Health Effects” <<https://www.youtube.com/watch?v=m0ZbelaUfNM>>; “Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Secondhand Smoke” <<https://www.youtube.com/watch?v=y9a7J5PxpKl>>; “Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Manipulation for Nicotine Delivery” <<https://www.youtube.com/watch?v=IShPIt0dNC0>>; “Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Low Tar as Harmful as Regular” <https://www.youtube.com/watch?v=bgbPPUlgv_o>

⁷³ American Lung Association, “Tobacco Racketeers—Corrective Statements: Secondhand Smoke,” YouTube Video, 0:45, November 30,

2017. <https://www.youtube.com/watch?v=y9a7J5PxpKI>

【付記】 本稿は、成蹊大学人文叢書15 小林盾 中野由美子編『嗜好品の謎、嗜好品の魅力——高校生からの歴史学・日本語学・社会学入門』（風間書房、2018年）所収の「たばこを吸うのは権利か——アメリカにおける喫煙と権利の問題、社会学・歴史学からのアプローチ」（pp.81-103）に大幅に補筆し、改訂したものである。